

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかる注意喚起（5月28日）

- オンタリオ州は、新型コロナウイルスのPCR検査対象者を拡大しました。
- オンタリオ州保健省は、これまで延期されてきた緊急でない医療サービス（歯科、マッサージセラピー等）の提供再開を認めるとの方針を示しました。
- エア・カナダは、6月2日から再開するとしていたトロントー羽田路線を延期しています。

## 1. 新型コロナウイルスのPCR検査対象者の拡大

（1）5月24日、オンタリオ州保健省は、医療機関向けに発出した通知において、同日以降、以下に該当する者をPCR検査の対象にするとして、検査対象者拡大の方針を示しました。

○症状のある方：軽度の症状であっても、新型コロナウイルスの症状（注）が1つでもある方。

○症状のない方：新型コロナウイルスに曝されたのではないかと心配している方（新型コロナウイルス感染者又はその疑いのある者に接触した方又は接触した可能性がある方を含む。）。

○症状のない方：雇用を通じて新型コロナウイルスに曝される危険がある方（必要不可欠な労働者（医療従事者、食料品店の従業員、食品加工場など）を含む。）。

（注）37.8度以上の発熱、新たな咳又は咳の悪化、息切れ（呼吸困難）、喉の痛み、嚥下障害、嗅覚・味覚障害、悪心・嘔吐、下痢、腹痛、鼻水・鼻づまり（アレルギー等の既往症がない場合）など。その他詳細については、オンタリオ州保健省が公表している以下の新型コロナウイルス検査指針の2ページ目のGuidance for all Populationsを御参照ください。

[http://www.health.gov.on.ca/en/pro/programs/publichealth/coronavirus/docs/2019\\_covid\\_testing\\_guidance.pdf](http://www.health.gov.on.ca/en/pro/programs/publichealth/coronavirus/docs/2019_covid_testing_guidance.pdf)

（2）検査（アセスメント）センターによっては、事前に予約が必要な場所もありますので、事前に御確認ください。

## 2. 緊急でない医療サービスの再開

（1）5月26日、オンタリオ州保健省は、これまで保留されてきた緊急でない医療サービスを徐々に再開させるため、歯科医、マッサージセラピスト等、一定の医療専門職による医療サービスの提供再開を認めるとの方針を示しました。ただし、再開には厳格な安全基準の遵守が求められるほか、再開しても医療サー

ビス提供者と患者の安全確保のため対面での診療回数を制限することが奨励されていることから、各医療機関がいつ再開するか、従来どおりの方法でサービスを提供しているかについては、事前の確認を要しますので御留意ください。

(2) 再開の対象となる医療サービスの詳細については、以下の Regulated Health Professions を御参照ください。

[http://www.healthforceontario.ca/en/Home/Health\\_Providers](http://www.healthforceontario.ca/en/Home/Health_Providers)

### 3. カナダ・日本間の直行便の予定

(1) エア・カナダは、運航スケジュールを改定し、6月2日から再開予定としていたトロントー羽田路線を延期しています。

詳細については、以下のエア・カナダ・ウェブサイト(「Our network」から「Pacific」)を御参照ください。

<https://www.aircanada.com/ca/en/aco/home/book/travel-news-and-updates/2020/route-updates.html>

(2) 本28日時点のカナダから日本への直行便は以下のとおりです。

○全日本空輸 (ANA)

バンクーバー → 東京(羽田) ~ 6月30日 月・水・金 運航

○日本航空 (JAL)

バンクーバー → 東京(成田) ~ 6月30日 日曜 運航

○エア・カナダ

現在、日本とカナダを結ぶ直行便は全て一時運休。

※6月はバンクーバー→成田便を週5便で運航する予定。

(3) 航空便の運航状況は、急遽、運航休止・減便の決定がなされる可能性がありますので、常に最新の情報を入手するよう努めてください。

### 4. オンタリオ州の感染者数

5月28日午前10時30分現在、オンタリオ州保健省は、州内の新型コロナウイルスの感染者数について、新規383症例、累計26,866症例(累計死亡:2,189症例、累計回復:20,673症例含む)と発表しました。

州内では、一部経済活動等の再開を認める動きが始まっていますが、緊急事態宣言は引き続き発令されたままであり、油断できない状況が続いています。

外出や散歩、軽度な運動を行う際には、緊急事態の下で講じられている措置を遵守し、他者との2メートルの物理的距離(physical distancing)の維持や手洗いの励行などの感染症対策を徹底するなどして、引き続き感染予防に努めてください。